

被 処 分 者	認 定 証 番 号	三重県公安委員会 第 105 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	運転代行なな
	主たる営業所が所在する市区町村	四日市市
処 分 年 月 日		令和6年2月2日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和5年10月1日に損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの。
根 拠 法 令		法第22条第1項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会